

DCNEWS

損保ジャパンDC証券

No.78

【2014年10月1日施行 企業型確定拠出年金の拠出限度額の引き上げについて】

確定拠出年金法施行令が改正され2014年10月1日より企業型確定拠出年金の拠出限度額が引き上げられることが決まりましたのでご説明します。

■改正内容

企業型確定拠出年金の拠出限度額について以下のとおり引き上げとなります。

	改正前（月額）	改正後（月額）
他の企業年金等（※1）を実施していない場合	51,000円	55,000円 （改定前+4,000円）
他の企業年金等（※1）を実施している場合	25,500円	27,500円 （改定前+2,000円）

（※1）他の企業年金等とは、厚生年金基金、確定給付企業年金、石炭鉱業年金基金、私立学校教職員共済を指します。

■施行日：2014年10月1日

■今回の改正に伴う確定拠出年金企業型規約（以下、「規約」）等の変更手続き

規約に具体的な拠出限度額を定めており、今回の改正に合わせて拠出限度額を引き上げる場合には、規約の変更承認申請が必要となります。

（規約条文の拠出限度額についての記載方法によって、規約変更の要否は異なる場合があります。）

■今回の改正によるマッチング拠出への影響

マッチング拠出制度を実施している場合は、今回の拠出限度額引き上げにより、加入者掛金の上限枠も引き上げられることとなります。

＜マッチング拠出の加入者掛金の上限枠＞

加入者掛金 ≤ 事業主掛金 かつ 加入者掛金 + 事業主掛金 ≤ 拠出限度額

■これまでの企業型確定拠出年金の拠出限度額の改定について

企業型確定拠出年金の拠出限度額の改定はこれまでも3回実施されてきました。事業主側の拠出限度額の引き上げに対するニーズは高く、今回改正に伴い限度額を引き上げを検討する事業主も多いと思われます。一方で、今回の増額幅は、他の企業年金等を実施していない場合で4千円にとどまっております。老後における所得の確保という観点では、更なる拠出限度額の引き上げが望まれます。

<これまでの企業型確定拠出年金の拠出限度額引き上げについて（月額）>

改定時期	他の企業年金等実施なし	他の企業年金等実施あり
当初	36,000円	18,000円
2004年10月	46,000円 (改定前+10,000円)	23,000円 (改定前+5,000円)
2010年1月	51,000円 (改定前+5,000円)	25,500円 (改定前+2,500円)
2014年10月	55,000円 (改定前+4,000円)	27,500円 (改定前+2,000円)

【2014年1月施行の年金確保支援法の内容について（前回記事の続き）】

2011年8月に公布された年金確保支援法により、確定拠出年金法の一部が順次施行されてきましたが、前号に引き続きその中の「継続個人型運用指図者の中途脱退要件の緩和」と「国民年金基金連合会移換者の70歳到達時の自動裁定」についてご説明します。

■継続個人型運用指図者の中途脱退要件の緩和

従来、個人型確定拠出年金（以下「個人型」）の加入資格がある方は、個人型において脱退一時金を請求することができませんでしたが、2014年1月1日より、以下の条件を満たしていれば、脱退一時金を請求できるようになりました。

<脱退要件>

1	継続個人型運用指図者<脱退要件> 企業型確定拠出年金（以下「企業型」）の加入資格を喪失し、個人型の運用指図者となって2年を経過していること。 ※2014年1月1日時点において、すでに企業型の資格喪失後、個人型加入者となることなく、個人型運用指図者となっている場合、その期間も上記2年の期間に参入できます。
2	個人型運用指図者となってから継続して個人型加入者資格があること。 ・第1号被保険者で、国民年金保険料の納付を免除されていない方 ・転職先で企業年金に加入されていない方
3	上記2つの要件を満たした日から、2年を経過していないこと。
4	通算拠出期間（掛金が払い込まれた期間）が1ヶ月以上3年以下である、または、個人別管理資産額が25万円以下であること。
5	障害給付金の受給権者ではないこと。
6	60歳未満であること。
7	企業型加入資格喪失時に脱退一時金を受給していないこと。

【参考資料】

継続個人型運用指図者の中途脱退要件の緩和に関するQ&A（厚生労働省HP）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kyoshutsu/cyuutodattai/>

■国民年金基金連合会移換者の70歳到達時の自動裁定

従来、国民年金基金連合会（以下「連合会」）への自動移換者は制度の枠外という位置づけであり、運用も給付も不可でしたが、連合会への自動移換者が70歳に到達した時には、個人型加入者であったとみなして連合会が自動裁定し老齢給付金を支給することになりました。